

『周南市版地域ケア会議』 運用マニュアル 改訂版

令和 3 年 4 月

周南市地域福祉課・地域包括支援センター

『周南市版地域ケア会議』運用マニュアル

1 地域ケア会議の定義

地域ケア会議は、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体」と定義されています。

地域ケア会議の構成員は、会議の目的に応じ、行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整します。

2 地域ケア会議の目的

地域ケア会議は、

- ① 高齢者**個人**に対する支援の充実
- ② それを支える**社会基盤**の整備 と同時に推進し、

「地域包括ケアシステム」を実現するための重要な一つの手法です。

具体的には、

- ③ **多職種**による専門的視点を交えて高齢者の支援を行うこと
- ④ 介護支援専門員の**介護予防・自立支援**に資するケアマネジメントを支援すること
- ⑤ 個別ケースの**課題解決**等を通じて**地域課題を発見**し、地域に必要な**資源開発**や**地域づくり**さらには**介護保険事業計画等への反映など政策形成**につなげることを目指すものです。

【参考】

地域包括ケアシステムは「葉っぱ事業」と「土事業」です



地域ケア会議の推進

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
資料を一部修正

3 地域ケア会議の機能

(1) 個別課題の解決機能

この会議では、個別課題解決のために必要な参加者を招集し、個別事例の課題だけではなく、個別事例から地域課題を把握し、地域づくりや資源開発等につなげることが重要です。

個別ケースについて多職種・多機関が多様な視点から検討を行うことにより、対象者の問題解決を支援するとともに、そのプロセスを通して地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の問題解決力向上を図り、支援の質を高めます。

個別課題解決のために取り上げる個別事例は、

- ・生活行為の課題解決により、状態の改善や自立促進が期待できる事例
- ・自立支援の視点でサービス提供内容に課題がある事例
- ・サービス未利用だが支援を必要とする事例
- ・認知症で徘徊がある等、周辺住民が困っている事例
- ・対応できる家族がいない等、支援者が困っている事例
- ・通いの場が不足している等、支援のための資源や環境整備が必要な事例
- ・高齢者の心身の健康や権利が侵害されている事例

等のケースが対象となります。

※必ずしも困難事例とは限りません

(2) 地域包括支援ネットワーク構築機能

医師会、介護サービス事業者、地域の関係機関等との連携を高める機能です。個別ケースの検討を通じて、個別課題や地域課題を解決するために必要な関係機関等の役割が明らかになるとともに、課題解決に向けて関係機関が具体的に連携を行うことによって、連携が強固かつ実践的なものになります。同時に、ネットワークの構築が必要だと考えられる機関や人々、及び不足している社会資源等が明らかになります。

(3) 地域課題の発見・把握機能

個別ケースの検討において、地域の共通課題を見出すことを念頭に置き、個別ケースの背後にある解決すべき地域課題を明らかにする機能です。

地域課題の抽出については、個別ケア会議で残された課題を集約・整理していきます。さらに、広く集約した地域課題については、有効な課題解決方法や新たな資源開発、地域づくりに向けた検討が必要です。

(4) 地域づくり・資源開発機能

個別課題の検討の過程で、地域で不足する資源や仕組みがあれば創出する必要があります。インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、住民との役割分担を図りながら

地域に必要な資源を創出していきます。

(5) 政策形成機能

明らかとなった地域で不足する資源など地域課題を**集約・整理**し、市に必要な**施策**や**事業**の立案・実施につなげます。原則として、周南市地域包括支援センター運営方針に関係のある内容について検討します。

4 周南市における『地域ケア会議』

周南市では、『地域ケア会議』を以下の5つの会議を開催・活用して運営を行います。
また、会議の内容に応じて出席者を調整します。

(1) 個別ケア会議

地域包括支援センターが主催し、個別課題の検討・解決を行う中で、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域のネットワークの構築、地域課題の発見・把握を目的として開催します。

各地域包括支援センター内で支援困難ケース等の個別課題の解決が必要な事例の確認を行うとともに、既存の会議等あらゆる機会を最大限に活用し、地域ケア会議と同じ目的および機能を果たしているものであれば、名称に関わらず地域ケア会議として開催します。事例の種別は問いません。

市は、必要に応じてリハ職等の多職種を派遣し、検討の際は「全方位型アセスメント」等の手法を活用し、効率的に問題や課題、具体策を整理します。開催後は、各ケースに解決方法等をフィードバックするとともに、地域課題として明らかになったものについて、圏域・小地域ケア会議や在宅医療介護連携会議に諮るものとします。

(「個別ケア会議報告書(様式1)」)

(2) 介護予防・自立支援型地域ケア会議(私の暮らし会議)

市が主催し、疾病や転倒・骨折等で生活機能が低下した事業対象者、要支援者(軽度者)を対象に、生活行為の課題解決等状態の改善を促し、自立支援の促進を目的として定例開催します。

介護予防・自立支援の観点を踏まえて、多職種参加で事例検討を行い、地域に不足する資源や必要なサービスを導き出し、新たな地域ネットワークの形成につなげていきます。

地域課題として明らかになったものについては、「第2層協議体」、「圏域・小地域ケア会議」や「在宅医療介護連携会議」に諮るものとします。

(「個別ケア会議報告書(様式1)」または、「地域包括システム」規定様式)

(3) 圏域・小地域ケア会議

地域包括支援センターが主催し、個別ケア会議や既存の会議を最大限に活用して把握した日常生活圏域、小地域ごとの地域課題の把握・集約を行うとともに、地域づくり・資源開発の検討を目的として開催します。

会議において把握した地域課題(医療、介護、生活支援、介護予防、住まい、環境、本人や家族の意識等)については、要因(個人・環境)分析によって課題の集約を行い、さまざまな地域課題の中から検討テーマを選定し、そのテーマに応じて参加者を調整するとともに参加者と情報共有を行い自助・互助・共助の視点で解決の手立てを検討します。

また、必要に応じて、「協議体」や「在宅医療介護連携会議(あ・うんネット周南)」など、課題解決の主体となる組織・団体に課題を提起し課題を解決する道筋をつけます。結果は、

「圏域・小地域ケア会議報告書（様式2-1）」により整理し、市に報告するものとします。

なお、「第2層協議体」に、地域包括支援センターが主体的に関与し、地域課題や生活支援ニーズを発信し協議した場合も、この会議として扱うことができます。

「圏域・小地域ケア会議（協議体等）報告書（様式2-2）」

※1 自助…自分が努力すること

互助・共助…近隣が助け合えること、団体、ボランティア、住民組織の活動

（4）地域ケア会議連絡会

周南市が主催し、個別ケア会議や圏域ケア会議で検討した内容について、周南市における地域課題の情報共有、課題の整理、周南市地域ケア会議で協議・要望する内容かどうかの検討を目的として開催します。

年に1回程度、地域包括支援センターと周南市にて協議した上で開催を決定します。

地域ケア会議連絡会において、周南市地域ケア会議で協議・要望する内容が挙げった場合は「周南市地域ケア会議協議要望書（様式3）」により整理し、周南市地域ケア会議に諮るものとします。

（5）周南市地域ケア会議

周南市が主催し、地域包括支援センター運営協議会を活用して、周南市における地域課題の把握、地域づくり・資源開発や政策形成に向けた検討を目的として開催します。個別地域ケア会議や圏域・小地域ケア会議から見えてきた各地域ケア会議連絡会で選定された内容をテーマとして検討を行います。

必要に応じて、地域包括支援センターと周南市にて協議した上で開催を決定します。参加者については、会議の内容に応じて専門機関に参加を依頼することとします。

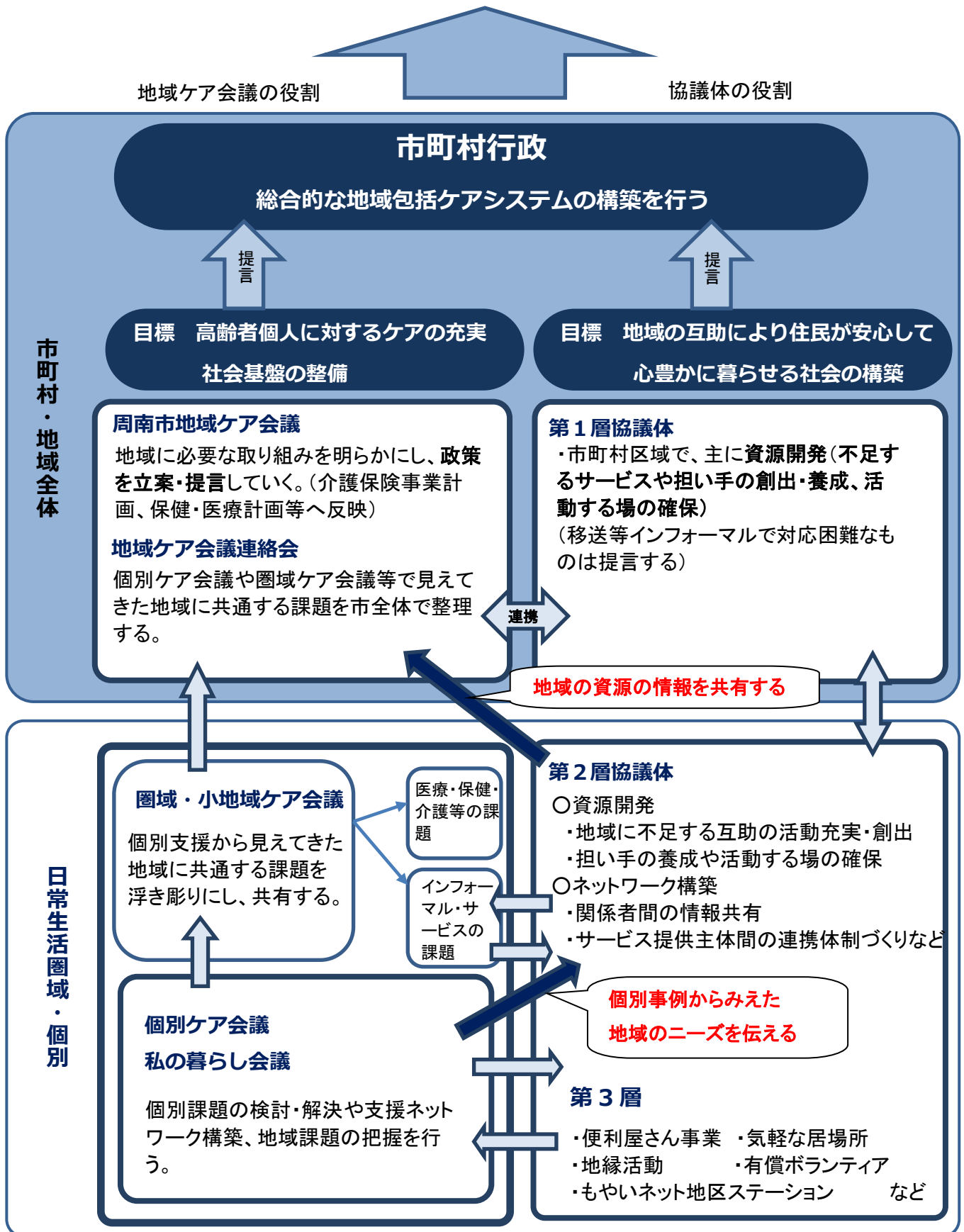
5 『地域ケア会議』と『協議体』との連携

地域ケア会議は、包括ケアが実現するような仕組みをつくるために、高齢者個人に対するケアの充実と社会基盤の整備という「ケアの包括」が目的の会議です。協議体は、助け合い、つまり「互助」を作り出していくことが目的の話し合いであり、双方が連携することで、総合的な地域包括ケアシステムの構築につながります。

「第2層協議体」に、地域包括支援センターが主体的に関与し、地域課題や生活支援ニーズを発信し協議した場合は「圏域・小地域ケア会議」とします。

【地域ケア会議と協議体の役割】

目的：地域包括ケアシステムの構築（地域での尊厳のあるその人らしい生活の継続）



6 『地域ケア会議』と『既存の会議』の関係

参加者、主催者の負担軽減を図るために、既存会議で「地域ケア会議」に置き換えが可能な会議があれば、積極的に活用します。また、需給調整会議、地区民生委員児童委員協議会定例会、介護支援専門員連絡会議などあらゆる機会を最大限に活用し、地域課題を把握します。その上で、多職種で個別課題の検討が必要な場合は、個別ケア会議で協議し、地域に共通する課題を検討する場合は、圏域・小地域ケア会議で検討するものとします。

【地域ケア会議の体制図】

レベル	主催	会議名	会議の目的	開催頻度	会議の機能 *				
					①	②	③	④	⑤
市	市	周南市 地域ケア会議	地域包括支援センター 運営協議会を活用した ・地域課題の把握 ・地域づくり・資源開発、 政策形成に向けた検討	必要に 応じて			○	○	○
		地域ケア会議 連絡会	・地域課題の情報共有 ・課題の整理 ・周南市地域ケア会議で協 議・要望する内容か どうかの検討	年1回			○	○	○
日常生活 圏域 ・ 個別	包括	圏域・小地域 ケア会議	・日常生活圏域の地域課題 の把握・集約・発信 ・検討テーマの設定 ・地域づくり・資源開発の 検討	必要に 応じて		○	○	○	
	包括	個別ケア会議	・個別課題の解決 (介護予防・自立支援型は 介護予防の観点で要支援者 等を対象に検討。) ・ネットワークの構築	随時、 定例	○	○	○		
	市	介護予防・自立支 援型地域ケア会議 (私の暮らし 会議)	・ケアマネジメントの 実践力の向上 ・地域課題の発見・把握	定例	○	○	○	○	

* 会議の機能

①個別課題の解決 ②地域包括支援ネットワーク構築 ③地域課題発見・把握 ④地域づくり・資源開発 ⑤政策形成

【レベルに応じた参加者】（例）

レベル	会議名	参加者
市	周南市地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市（主催者） ・地域包括支援センター運営協議会委員 ・地域包括支援センター ・市社会福祉協議会 ・その他、医療・保健・福祉・介護・行政関係者
	地域ケア会議連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・市（主催者） ・地域包括支援センター
日常生活 圏域・個別	圏域・小地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター（主催者） ・市 ・市社会福祉協議会 ・介護支援専門員協議会 ・介護サービス事業者 ・保健医療関係者 ・地区社会福祉協議会 ・民生委員児童委員協議会 ・地域福祉コーディネーター ・住民組織 ・その他、議題に係る関係者
	個別ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター（主催者） ・事例提供者 ・市社会福祉協議会 ・事例当事者や家族 ・介護支援専門員 ・介護サービス事業者 ・保健医療関係者 ・地区社会福祉協議会 ・地域福祉コーディネーター ・民生委員児童委員 ・福祉員 ・住民組織 ・警察署 ・その他、議題に係る関係者
	介護予防・自立支援型 地域ケア会議 (私の暮らし会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・市（主催者） ・地域包括支援センター ・事例提供者 ・理学療法士 ・作業療法士 ・薬剤師 ・管理栄養士 ・歯科衛生士 ・市社会福祉協議会 ・地域福祉コーディネーター ・その他、議題に係る関係者

※検討の内容に応じて参加者を選定。太字部分は、必須参加

7 個人情報の保護について

個人情報保護法および周南市個人情報保護条例に従い、必要性の不明確な個人情報を、本人の同意がないまま提供することはできません。また、地域包括支援センターも市と同様です。さらに守秘義務（介護保険法115条の38）もあります。

ただし、個人情報保護法の目的は、「個人情報の『有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること』（第1条）」にあることから、法や条例の趣旨を適切に解釈・運用し、個人情報の適切な共有を図ることが重要です。市または地域包括支援センターが収集した個人情報を、本人の同意がなくとも、収集した目的の範囲を超えて外部に提供できる場合として、以下のものがあります。これに該当する場合は、個人の利益を最大限に尊重しながら、個人情報の保護と活用のバランスをとることが必要です。

- ① 法令の定めがある場合（高齢者虐待防止法等）
- ② 本人の利益を守ることが優先される場合（生命や財産の危機等）
- ③ 個別の条例による場合（災害時に関する条例等）

公務員または、当該出席者に法令等により守秘義務が課せられている者以外の者であって、地域ケア会議に携わる者は、地域ケア会議の協議に際し、「誓約書（様式4-1、4-2）」の提出に原則協力していただくこととします。